

大和市告示第60号

大和市地域包括支援センター事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

大和市長 大木 哲

大和市地域包括支援センター事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市地域包括支援センター事業実施要綱（平成20年大和市告示第66号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の45第1項」を「第115条の46第1項」に、「高齢者本人の自己実現の支援を目的として、介護予防事業に関する介護予防マネジメント事業、多様なネットワークを活用した地域の高齢者の実態把握や虐待への対応を含む総合的な相談支援及び権利擁護事業並びに長期継続的なケアマネジメントの後方支援を行う包括的、継続的ケアマネジメント支援事業」「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、同項に規定する第1号介護予防支援事業、包括的支援事業等」に改める。

第2条中「は、」の次に「原則として」を加える。

第3条第2号中「及び権利擁護業務」を削り、同条第3号エ中「形成」を「活用」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 権利擁護業務に関すること。

ア 成年後見制度の活用促進に関すること。

イ 老人福祉施設等への措置の支援に関すること。

ウ 高齢者虐待への対応に関すること。

エ 困難事例への対応に関すること。

オ 消費者被害の防止に関すること。

第3条に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

第5条中「あたって、次に掲げる専門職種の」を「あたって、大和市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大和市条例第28号）第3条第1項各号に定める職員のほか、市長が必要と認める」に改め、同条各号を削る。

第8条の見出しを「（委任）」に改める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。